

## 「平成 30 年 7 月豪雨」による 被災地の災害査定を実施

～いち早く査定を実施し、予算措置を迅速化～

平成 30 年 7 月豪雨による被災地の早期復旧に向けた災害査定を平成 30 年 8 月 7 日（火）から実施します。

### 1. 被害状況

平成 30 年 7 月豪雨に関して、公共土木施設<sup>※1</sup> や農地・農業用施設<sup>※2</sup> 等の被害状況は、近畿 2 府 4 県の合計で 8,450 箇所・約 433 億円（府県・政令市からの報告ベース。7 月 20 日現在）となっています。詳細は別添資料のとおりです。

※1：公共土木施設：府県、市町村等が管理する河川・道路など

※2：農業用施設：市町村等が管理する農道、かんがい排水施設など

### 2. 災害査定の実施

平成 30 年 7 月豪雨災害等に係る災害復旧事業費の査定を 8 月 7 日（火）から実施します。早期の完了を目指して、順次進めてまいります。

### 3. 円滑な災害査定実施に当たっての対応

- 査定に当たっては、29 年 2 月に策定された「大規模災害時における災害復旧事業査定方針」を適用することにより、査定の早期、かつ、円滑な実施に向けて査定の簡素化を図るなど、組織全体で取り組んでいます。
- 大規模災害発生時に備えて、多くの査定（立会）経験者を育成するなど、日頃から要員確保に努めています。
- 申請者の各府県等には、被災地の早期復旧に向けて査定前の工事着工を積極的に行うよう周知しています。
- 復旧工法等の事前協議や相談の窓口を設けて、早期の災害査定が可能となるよう努めています。

（参考）直近の査定の実施予定（主なもの）

・8/7	京都府	公共土木施設（河川等）	3 箇所	査定官、立会官各 1 名派遣
・8/7～8	兵庫県	公共土木施設（河川等）	5 箇所	査定官、立会官各 1 名派遣
・8/20～8/22	兵庫県	公共土木施設（河川等）	15 箇所	査定官、立会官各 1 名派遣
・8/27	京都府	農地・農業用施設	3 箇所	査定官、立会官各 1 名派遣
・9/10～9/14	京都府	農地・農業用施設	（調査中）	（調整中）
・9/10～9/14	兵庫県	農地・農業用施設	（調査中）	（調整中）

※近畿地方整備局や近畿農政局の主管施設以外の施設（林道など）も順次査定を開始。

※上記日程以降も、府県・市町村からの申請に基づき、順次、災害査定を実施予定。

#### 【お問い合わせ先】

・近畿財務局 06-6949-6364 理財部 主計第 1 課（川西・畑山）  
・近畿地方整備局 06-6942-1141 企画部 工事品質調整官（峯川）  
・近畿農政局 075-414-9562 農村振興部 防災課（山田・西川）

\*災害現場取材窓口：近畿財務局

別添

近畿管内（2府4県）の被害状況（平成30年7月20日現在）  
（平成30年7月豪雨）

	公共土木施設		農地・農業用施設		林道等その他施設		合計	
	箇所数	億円	箇所数	億円	箇所数	億円	箇所数	億円
大阪府	122	30	383	6	31	1	536	37
京都府	1,204	126	1,584	11	464	4	3,252	141
兵庫県	1,216	183	3,040	46	91	2	4,347	231
奈良県	30	2	84	1	2	0	116	3
和歌山県	34	9	53	1	28	0	115	11
滋賀県	22	9	62	1	-	-	84	10
計	2,628	359	5,206	67	616	7	8,450	433

（注）単位未満を四捨五入

※この他にも近畿地方整備局管内の福井県においても被害が生じています。

## 災害査定立会の概要

地震や台風、豪雨等の自然災害により道路や河川、学校等の公共的な施設や、農地・農業用施設等が被災したときは、被災した公共施設等の管理者（地方公共団体等）がその復旧を行うこととなりますが、一定の要件に該当する復旧事業については、国がその経費を負担または補助する制度があります。

〔 地方公共団体等 〕  
被災した施設等の管理者（地方公共団体等）は、被災箇所の復旧事業計画を策定し、施設を所管する主務大臣（国土交通省、農林水産省等）に対し災害復旧事業費を申請します。  
なお、災害現地で申請内容について説明します。



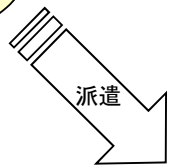
～被災～ 【写真提供：兵庫県】

財務局  
(立会官)

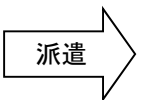


〔 財務局 〕  
財務局は、財政を主管する財務省の立場から、係官（立会官）を災害現地に派遣します。  
立会官は、主務省が行う査定の厳正公平（注）を期するために立ち会い、災害の状況や国が負担する災害復旧事業費の調査を行い、災害査定官とともに現地で災害復旧事業費を決定します。  
（注）復旧範囲・工法等については、各省庁間及び各地域間のバランスを保った公平かつ適正なものでなければなりません。

地方公共団体等  
(申請者)



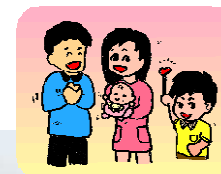
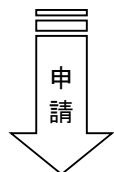
主務省  
(災害査定官)



現地で  
災害復旧  
事業費の  
決定



〔 主務省 〕  
申請を受けた主務省は、災害現地に係官（災害査定官）を派遣し、災害復旧事業費の査定を行います。



～復旧後～ 【写真提供：兵庫県】

財務局、主務省は、できるだけ速やかに災害復旧事業費の予算措置を講じることにより、早期に適切な災害復旧が行われ、一日も早く被災地域の生活環境の安定が図られるように努めています。